

## 兵庫県建築物安全安心実施計画〔第6次〕における 令和元年度の取組状況

### 【凡例】

#### ・R1取組状況

計画に掲げた実施主体のうち、令和元年度に施策を実施した実施主体の割合  
(該当がない場合を除く)

- 良好 : 実施率100%
- おおむね良好 : 実施率70%以上100%未満
- 努力を要す : 実施率70%未満

#### ・H30比較 施策を実施した実施主体の割合について、平成30年度と令和元年度を比較

- ↗ : 平成30年度より令和元年度の実施率が上昇
- : 平成30年度と令和元年度の実施率が同じ
- ↘ : 平成30年度より令和元年度の実施率が低下

## I 施策の取組状況

### 1 耐震改修促進計画の推進

#### (1) 住宅の耐震化の促進

これまでの施策を着実に推進するとともに、意識啓発活動の充実と地域毎の課題への対応を図るため、以下の取組を行う。

計画に掲げた内容		R1 取組状況	H30 比較
施策	実施主体		
①簡易耐震診断推進事業の実施 「簡易耐震診断推進事業」により住宅の耐震診断を推進する。	県市	良好	→
②住宅の耐震改修に係る補助事業の実施 耐震性のない住宅に対し、耐震改修計画策定費、耐震改修工事費、建替え工事費及び防災ベッド設置費等への補助を行う。	県市	良好	→
③安心できる事業者を選択できる仕組みの構築 耐震改修に係る補助事業を実施する事業者に対し、住宅改修業者登録制度への登録を義務付けるとともに、事業者の工事実績等を公表する。また、事業者に対して、耐震改修工事に関する技術や低価格化のノウハウ、補助事業に関する申請手続などについての講習会等を実施する。	県市 建築関係団体	おおむね良好	→

<p>④市町の主体性を誘導する仕組みの構築</p> <p>各市町は、目標を定めて、行政・専門家・自治会等が連携して出前講座や戸別訪問等の「草の根意識啓発活動」を実施するとともに、主体的に補助事業を推進し、県は技術的・財政的支援を行う。</p>	<p>県市 建築関係団体</p>	<p>おおむね 良好</p>	<p>→</p>
<p>⑤「兵庫県住宅再建共済制度」への加入促進</p> <p>県民の「兵庫県住宅再建共済制度」への加入促進により、災害発生時に被災した住宅の再建・補修を扶助し合うための取組を推進する。</p>	<p>県市</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>

#### ■令和元年度の実績

- ・簡易耐震診断推進事業の実施
 

	1,578 戸
簡易耐震診断員の数(令和元年度末累計)	536 人

(H30 より 20 人増加)
- ・住宅の耐震改修に係る補助事業の実施
 

ひょうご住まいの耐震化促進事業	計画策定	255 戸
	工事	451 戸
ひょうご住まいの耐震化促進事業の県補助への上乗せ市町数		36 市町
神戸市 神戸市共同住宅耐震精密診断補助事業		19 件
住宅耐震改修利子補給事業の実施		18 件
- ・安心できる事業者を選択できる仕組みの構築
 

住宅改修業者登録制度の登録業者数(令和元年度末累計)	665 業者
----------------------------	--------

(H30 より 31 業者増加)

## (2) 多数利用建築物の耐震化の促進

これまでの施策を着実に推進するとともに、中・小規模の多数利用建築物に対する支援を充実させることにより耐震化を促進するため、以下の取組を行う。

計画に掲げた内容		R 1 取組状況	H30 比較
施 策	実施主体		
<b>①多数利用建築物への支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築物の計画的な耐震化推進のため、各施設管理者は、耐震改修促進計画を踏まえ、耐震診断・耐震改修促進プログラムを策定し、その耐震化に取り組む。</li> <li>・民間建築物については、旧耐震基準で建築された中・小規模の多数利用建築物に対し、耐震診断費へ補助を行うとともに、中規模の耐震性のない多数利用建築物で災害時に避難所となるホテル・旅館等に対し、耐震改修計画策定費及び耐震改修工事費へ補助を行う。</li> </ul>	県市	おおむね良好	→
<b>②多数利用建築物への指示等</b> <p>民間の多数利用建築物等について、耐震改修促進法に基づき、必要に応じて指示・指導・助言を行う。</p>	県市	おおむね良好	↑

### ■令和元年度の実績

#### ・多数利用建築物への支援

大規模多数利用建築物等耐震化助成事業の実施件数	4 件
大規模多数利用建築物等耐震化助成事業の事業化市町数	8 市町
中規模多数利用建築物等耐震化助成事業の実施件数	1 件
中規模多数利用建築物等耐震化助成事業の事業化市町数	8 市町
緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業の実施件数	0 件
緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業の事業化市町数	6 市
危険ブロック塀等撤去支援事業の実施件数	514 件
危険ブロック塀等撤去支援事業の事業化市町数	36 市町

### (3) その他

住宅・多数利用建築物の耐震化を促進するため、これまでの施策について、引き続き着実に推進する。

計画に掲げた内容		R 1 取組状況	H30 比較
施 策	実施主体		
①耐震診断及び耐震改修に係る相談体制の充実 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する県民の相談に対応するため、県、市町及び関係団体が連携し、相談体制の充実を図る。	県 市 建築関係団体	良好	→

## 2 新築建築物の安全性の確保（建築規制の実効性の確保）

### (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

平成 27 年 6 月からの構造計算適合性判定の制度改正も踏まえ、円滑な経済活動の確保と建築物の安全性の確保の両立を図るため、特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関が連携し、迅速かつ適確な建築確認審査を実施するための取組を行う。

計画に掲げた内容		R 1 取組状況	H30 比較
施策	実施主体		
<b>①指針告示等に基づいた適確な審査の実施</b> 平成 22 年 6 月 1 日から施行された改正建築基準法施行規則及び「確認審査等に関する指針」（平成 19 年国土交通省告示第 835 号。以下「指針告示」という。）等関係告示の内容を審査担当者が十分に理解し、適確な審査を行うとともに、指針告示に基づき、補正等の書面の交付や建築基準法第 6 条第 7 項に基づく通知を適正に実施する。	県市 指定確認機関 適判機関	良好	→
<b>②確認審査の進捗状況の適正管理</b> 各物件における確認審査の進捗状況を適正に管理できる体制を整備し、審査が長期化している物件や長期化のおそれがある物件については、円滑な審査が図られるよう適切な対応を行う。	県市 指定確認機関 適判機関	良好	→
<b>③確認審査に係る情報の共有化</b> 審査担当者の審査能力を向上させるとともに、統一的な運用、確認手続の公平性・効率性を確保するため、「兵庫県内特定行政庁等連絡会議」等を活用して協議・意見交換を行い、確認審査に係る情報の共有化を行う。	県市 指定確認機関 適判機関	良好	→
<b>④確認審査を行う職員への研修の実施</b> 審査担当者の審査能力の向上、審査のバラツキの防止等を図るため、確認審査を行う職員に対する審査研修を適宜実施する。	県市 指定確認機関 適判機関	良好	→
<b>⑤法改正に伴う制度変更等の周知（法改正に伴う短期的対応）</b> 平成 26 年の建築基準法改正に伴う構造計算適合性判定の対象建築物や建築確認手続の変更など、法改正に伴う制度変更について、窓口等において周知する。	県市 指定確認機関 適判機関	良好	→

## (2) 工事監理業務の適正化とその徹底

工事監理者が適正に選定され、当該工事監理者により工事監理が適正に行われることで、建築物の施工時・完成時における適法性が確保されることから、工事監理業務の適正化とその徹底のための取組を行う。

計画に掲げた内容		R 1 取組状況	H30 比較
施策	実施主体		
<b>①建築士法で規定された義務についての周知・啓発</b> 設計・工事監理の契約前の重要事項説明、契約内容の書面交付、工事監理報告書の提出等の建築士法で規定された義務について、県民及び建築士・建築士事務所へ周知し、その重要性について啓発する。	県 建築士業界団体	良好	→
<b>②建築士事務所への立入検査時等における指導強化</b> 建築士事務所への立入検査等の際に、設計・工事監理の契約前の重要事項説明、契約内容の書面交付、工事監理報告書の提出などの建築士法で規定された義務についての指導強化を図る。	県	良好	→
<b>③工事監理業務の重要性の周知・啓発</b> 適正な工事監理が行われるよう、「建築設計・工事監理等の業務報酬基準」及び「工事監理ガイドライン」等について、建築士・建築士事務所、工事発注者等に周知、啓発を図る。	県 建築士業界団体	良好	→
<b>④工事監理業務に係る研修会・講習会の開催</b> 建築士の知識・技能の向上を図るため、工事監理業務に係る研修会や講習会を開催する。	建築士業界団体	おおむね良好	→
<b>⑤書面による設計・工事監理契約の促進</b> 四会連合協定の建築設計・監理業務委託契約書類における契約書や約款の活用を働きかけるなどして、書面による契約の促進を図る。 <small>※(公社)日本建築士会連合会・(一社)日本建築士事務所協会連合会・(公社)日本建築家協会・(一社)日本建設業連合会の四団体が定めた民間建築工事における標準的な契約約款・契約書類</small>	建築士業界団体	良好	→
<b>⑥工事監理者の選定の徹底</b> 建築確認申請の際に、適切な工事監理者が選定されていることを確認し、未選定のものについては工事着手までに必ず選定させる。	県市 指定確認機関	良好	→

<p><b>⑦立入検査時等における工事監理状況の確認</b></p> <p>建築士事務所への立入検査の際に、工事監理報告書の提出を求めて監理状況を確認するとともに、工事監理に係る契約書の内容を確認するなどして工事監理が適正になされていることを確認する。特に、杭工事については、国の工事監理ガイドライン等に沿って工事監理がなされていることの確認を徹底する。</p> <p>また、立入検査の結果、工事監理の状況が十分に確認できない場合は、監理現場に立ち会う、監理状況が確認できる書類の提出を求めるなどにより指導を徹底する。</p>	<p>県市 指定確認機関</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>
---	----------------------	-----------	----------

### (3) 中間検査及び完了検査の徹底

建築物の安全性確保及び違反建築物の発生を防止するためには施工時・完成時における適法性を確保することが重要であることから、中間検査及び完了検査のさらなる徹底を図る。

計画に掲げた内容		R 1 取組状況	H30 比較
施策	実施主体		
<p><b>①県民に対する中間検査・完了検査制度の周知</b></p> <p>リーフレットの配布などにより県民（建築主等）に対して中間検査・完了検査制度の趣旨やその必要性について周知を行う。</p>	<p>全会員</p>	<p>良好</p>	<p>↑</p>
<p><b>②建築関連事業者に対する検査の受検促進の普及啓発</b></p> <p>建築士、建築士事務所、建設業者等の建築関連事業者に対して、中間検査・完了検査の受検促進のための普及啓発を行う。</p>	<p>県市 建築業界団体</p>	<p>良好</p>	<p>↑</p>
<p><b>③督促等による検査の受検促進</b></p> <p>検査予定日が近い建築物、検査予定日を過ぎても検査申請のない建築物等に対して受検督促を行うなど、検査の受検促進を図る。</p>	<p>県市 指定確認機関</p>	<p>努力を要す</p>	<p>→</p>
<p><b>④検査未受検率の高い工事監理者等に対する指導監督の強化</b></p> <p>検査未受検建築物への関与割合の高い設計者、工事監理者等に対して、指導監督の強化を図る。</p>	<p>県市</p>	<p>おおむね 良好</p>	<p>↑</p>

<p><b>⑤工事監理状況の検査</b>  中間検査及び完了検査の際に、工事監理者から工事監理報告書の提出を求めて施行が適正になされていることを検査する。中間検査については、建築物の上部の工事が施工される前の基礎工事の段階でも実施することとし、特に、杭工事が行われている場合にあっては、国の工事監理ガイドライン等に沿って工事監理がなされ、施工されていることを検査する。</p> <p>また、指定確認検査機関の事務所への立入検査の際に、中間検査及び完了検査の状況が十分に確認できない場合は、検査現場に立ち会う、検査状況が確認できる書類の提出を求めるなどにより指導を徹底する。</p>	<p>県市 指定確認機関</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>
--	----------------------	-----------	----------

**(4) 建築士・建築士事務所に対する指導監督の徹底**

適正な設計・工事監理を通じた建築物の安全性確保のため、建築士及び建築士事務所に対する指導監督を徹底する。

計画に掲げた内容		R 1 取組状況	H30 比較
施策	実施主体		
<p><b>①建築基準法、建築士法等に係る法制度等についての啓発</b>  建築士の資質・能力の向上を図るため、研修会・講習会において、建築基準法や建築士法に係る法制度等について啓発を行う。特に、一定規模以上のものについて書面による契約締結の義務化など、平成26年建築士法改正に伴う変更内容について、周知の徹底を図る（法改正に伴う短期的対応）。</p>	<p>県 建築士業界団体</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>
<p><b>②講習受講、業務報告書提出等についての周知徹底</b>  建築士・建築士事務所に対して、所属建築士の登録及び変更の届出の徹底、管理建築士講習及び建築士定期講習の受講や業務に関する報告書の提出について、ホームページやチラシ、広報誌等により広く周知し、徹底を図る。</p>	<p>県 建築士業界団体</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>
<p><b>③確認申請窓口等における講習受講等についての啓発</b>  確認申請窓口や建築士・建築士事務所登録窓口において、手続に訪れた建築士事務所担当者等に対して、管理建築士講習及び建築士定期講習の受講や業務に関する報告書の提出について啓発を図る。</p>	<p>県市 建築士会 事務所協会 指定確認機関</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>



<p><b>④建築士事務所への立入検査の実施</b>          建築士事務所業務の適正運営を確保させることにより、違反建築物の発生防止及び建築物の質の向上を図るため、建築士法に基づく建築士事務所への立入検査を実施するとともに、適宜、必要な指導を実施する。</p>	<p>県</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>
---	----------	-----------	----------

**■令和元年度の実績**

- ・ 建築士事務所への立入検査の実施 25 件
- ・ 建築士・建築士事務所の違反件数 31 件
- ・ 建築士・建築士事務所の処分件数 0 件

**(5) 特定行政庁・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の連携**

建築確認検査の主要な役割を担う指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定審査を確保するため、特定行政庁・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関が適切に連携を図る。

<p>計画に掲げた内容</p>		<p>R 1 取組状況</p>	<p>H30 比較</p>
<p>施 策</p>	<p>実施主体</p>		
<p><b>①機関相互の情報提供、情報交換等による連携</b>          特定行政庁・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の3者間において、建築確認等に係る情報や資料の提供を円滑に行うとともに、適宜情報交換・意見調整を行う会議を開催するなどして、必要な連携を図る。</p>	<p>県市 指定確認機関 適判機関</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>
<p><b>②指定確認検査機関から特定行政庁への報告の適正実施</b>          指定確認検査機関からの特定行政庁・建築主事への次に掲げる報告等について、法定期限内に適切に行う。          ・ 確認審査報告書          ・ 中間検査引受通知書及び中間検査報告書          ・ 完了検査引受通知書及び完了検査報告書</p>	<p>指定確認機関</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>
<p><b>③指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関への立入検査等の実施</b>          指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して、当該機関における審査体制、審査過程、審査内容等について、必要に応じて建築基準法に基づく報告徴収又は立入検査を実施し、確認審査業務の公正かつ適確な実施を確保する。</p>	<p>県市</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>

<p>④円滑な判定業務に係る指定構造計算適合性判定機関との協議</p> <p>指定構造計算適合性判定機関の判定業務の一層の円滑化を図るため、判定業務の改善方策等について、必要に応じて継続的に協議・意見交換を行う。</p>	<p>県 適判機関</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>
--	-------------------	-----------	----------

■令和元年度の実績

- ・指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関への立入検査等の実施
 

指定確認検査機関への立入検査	40 件
指定構造計算適合性判定機関への立入検査	2 件

### 3 違反建築物への対策の推進

#### (1) 違反建築物への対策の徹底

近年発生した、診療所やホテル等における火災による事件・事故を踏まえ、県民の生命・財産を保護するため、警察、消防等の関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに、違反建築物対策を計画的かつ強力に推進する。

計画に掲げた内容		R 1 取組状況	H30 比較
施策	実施主体		
<b>①違反建築防止のための広報</b> 違反建築物の危険性や反社会性について県民、事業者、団体会員等に広く周知するなどして、違反建築防止のための広報啓発活動を行う。	全会員	おおむね良好	↓
<b>②関係機関・関係部局との連携強化</b> 警察、消防、福祉、消費生活等の関係機関及び都市計画法など他の関係法令に基づく許認可等の関係部局との連携を強化し、違反建築物の発生防止及びその是正に取り組む。	県市	良好	→
<b>③パトロールの実施による監視強化</b> 違反建築物の早期発見及び是正を図るため、日常からパトロールを実施するとともに、違反建築防止週間などにおいて重点的にパトロールを実施するなどして、監視を強化する。 特に、現に中間検査や完了検査の申請手続が行われていない工事現場、また、過去に繰り返し申請手続を怠っている設計・施工業者が関わる工事現場に抜き打ち的にパトロールを実施して、監視を強化する。	県市	良好	→
<b>④違反建築物に対する命令等</b> 改善意思がみられない違反建築物の所有者等に対しては、その用途や周辺に与える影響を勘案した上で、必要に応じて建築基準法第9条に基づく工事停止命令、是正措置命令、使用禁止命令等を行うとともに、命令を行った場合は法第9条の3に基づき、当該命令に係る建築物の設計者、工事監理者、建設業者又は宅地建物取引業者に係る情報を関係法令の定めるところにより国又は県の所管部署に通知する。	県市	良好	→

<p>⑤違反建築物に関与した設計者、工事監理者等に対する厳正な処分</p> <p>違反建築物に関与した設計者、工事監理者、建設業者又は宅地建物取引業者に対しては、関係法令及び処分基準に基づき、厳正な処分を実施するとともに、その情報を公表する。</p>	県	該当なし	—
<p>⑥悪質な違反建築物への電気・ガス・水道の供給保留</p> <p>悪質な違反建築物に対しては、電気、ガス及び水道の供給保留を事業者に要請するとともに、事業者は特定行政庁から当該要請があった場合は、可能な限り供給保留措置を講じる。</p>	県市 エネルギー事業者	該当なし	—
<p>⑦著しく悪質な者に対する告発等の検討</p> <p>違反建築物については、事故等の未然防止のため、法令で定める措置を講ずるとともに、以下のような者に対しては、警察との連携により告発等を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・著しく悪質・反社会的な設計者、工事監理者、建設業者、宅地建物取引業者等</li> <li>・周辺に悪影響を与える違反建築物、人命に危害を及ぼす違反建築物等の所有者で命令に従わない者</li> </ul>	県市	良好	→

### ■令和元年度の実績

- ・パトロールの実施による監視強化

違反建築防止週間の一斉パトロール点検 275 件

- ・違反建築物に対する命令等
 

建築物への立入	588 件
違反建築物発見	221 件 (R1 発見分のみ)
違反建築物指導	224 件 (R1 発見分のみ)
違反建築物命令	1 件 (R1 発見分のみ)
違反建築物是正	79 件 (過年度発見分含む)

## (2) 違法設置エレベーターへの対策の徹底

過去に発生したエレベーターによる死亡事故を踏まえ、違法設置エレベーター又はその疑いがあるエレベーターに関する情報収集に努めるとともに、それらの情報を把握した場合には、立入検査や是正指導を実施する。

計画に掲げた内容		R 1 取組状況	H30 比較
施策	実施主体		
<p>①情報受付窓口の設置等による情報収集</p> <p>違法設置エレベーターに関する情報受付窓口を設置するなど、その情報収集に努める。</p>	県市	良好	→

<p>②消防部局との連携等による情報把握 建築物の定期調査報告書の活用や消防部局との連携により違法設置エレベーターの情報把握に努める。</p>	<p>県市</p>	<p>おおむね良好</p>	<p>↗</p>
<p>③事業者等に対する法令についての周知徹底 工場等の事業者などに対して、リーフレットを活用するなどして、法令の適用範囲や手続について周知徹底を図る。</p>	<p>県市</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>
<p>④違法設置エレベーターへの立入検査、是正指導等の実施 違法設置エレベーターの情報を得た場合は、立入検査の実施などにより建築基準法への適合状況を確認し、必要に応じ、建築基準法第12条第5項の報告徴収や使用停止指示、是正指導等を実施する。</p>	<p>県市</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>
<p>⑤兵庫労働局及び労働基準監督署との連携強化 兵庫労働局及び労働基準監督署と連携体制を構築し、適宜情報交換を行いながら違法設置エレベーター対策を強化する。</p>	<p>県市</p>	<p>おおむね良好</p>	<p>→</p>
<p>⑥エレベーター設置状況等の実態調査、立入検査等の計画的実施 ①～⑤の取組から安全上問題があるエレベーターが設置されている蓋然性が高いと思われる用途・規模の建築物について、エレベーターの設置状況等に関する実態調査、立入検査等を計画的に実施する。</p>	<p>県市</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>

■令和元年度の実績

- ・違法設置エレベーターへの立入検査、是正指導等の実施
 

エレベーターの違反	16件
違法設置エレベーターの指導	17件

## 4 既存建築物の安全性の確保（適切な維持管理等の促進）

### (1) 定期報告制度の適確な運用

定期報告制度の周知・徹底により、建築物の損傷、腐食、劣化の状況などを適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用するなどして、特殊建築物、昇降機、遊戯施設及び建築設備の安全性確保を促進する。

計画に掲げた内容		R 1 取組状況	H30 比較
施策	実施主体		
<p>①所有者・管理者に対する建築物の維持管理の重要性の周知</p> <p>既存建築物の適切な維持管理の重要性について所有者・管理者への周知を図り、ホームページやリーフレットの活用により定期報告が適正になされるよう普及啓発を行う。特に、防火設備検査が新たに導入されるなど平成 26 年建築基準法改正に伴う変更内容について、周知の徹底を図る（法改正に伴う短期的対応）。</p>	<p>県市 住建センター 指定確認機関</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>
<p>②団体会員に対する定期報告制度の周知の協力依頼</p> <p>設計者、工事監理者、建設業者などの団体会員に対して、定期報告の対象建築物等に関わった場合は定期報告制度について建築主へ説明を行うなどして周知に協力するよう、働きかける。</p>	<p>建築業界団体</p>	<p>おおむね 良好</p>	<p>↓</p>
<p>③定期報告書で是正が必要とされた建築物への指導</p> <p>定期報告書で是正が必要とされた建築物等については、建築物防災月間などにおいて立入検査を実施し、是正指導を行う。</p> <p>特に、防火避難設備の不備等による是正が必要とされた建築物については、立入検査を重点的に実施し、是正指導を行う。</p>	<p>県市</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>
<p>④定期報告書未提出者に対する督促、是正指導等</p> <p>定期報告書が提出されない建築物等の所有者等に対して提出の督促状を送付するとともに、報告のないものについては、建築物防災月間などにおいて立入検査を実施し、是正指導を行う。</p>	<p>県市</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>

<b>⑤定期報告概要書の閲覧制度の周知</b> 定期報告概要書の閲覧制度について、ホームページ、リーフレット等の活用により広く周知する。	県市 住建センター	おおむね 良好	→
<b>⑥建築物調査員等資格者のための実務者講習会の開催</b> 建築物調査員等資格者の技術力向上等を図るため、実務者講習会を開催する。	県 住建センター	良好	→

### ■令和元年度の実績

- ・定期報告書で是正が必要とされた建築物への指導
  - ① 定期報告の義務がある建築物 4,403 件
    - 定期報告があった建築物 3,350 件
    - 定期報告の結果、是正指導等を行った建築物 2,503 件
    - 定期報告の結果、是正された建築物 56 件
  - ② 定期報告の義務がある昇降機 39,625 件
    - 定期報告があった昇降機 38,241 件
  - ③ 定期報告の義務がある建築設備 1,669 件
    - 定期報告があった建築設備 1,482 件
  - ④ 定期報告の義務がある防火設備 3,747 件
    - 定期報告があった防火設備 2,684 件
  - ⑤ 建築物防災月間等の立入検査（建築物） 136 件
- ・定期報告書未提出者に対する督促、是正指導等
  - 未提出 3,687 件
  - 督促(再督促含む) 3,399 件

## (2) 既存不適格建築物の改修促進等

既存不適格建築物については、所有者等の当該建築物における危険性に対する認識が十分でない場合が多いことから、法制度や関連情報に係る啓発等に取り組み、安全性確保のための改修を促進する。

計画に掲げた内容		R 1 取組状況	H30 比較
施策	実施主体		
<b>①所有者・管理者に対する防火避難安全性等確保の重要性の周知</b> 既存不適格建築物の所有者・管理者に対して、耐震性や防火避難安全性の確保の重要性を周知し、その改修促進を図る。	県市	良好	→

<p><b>②建築確認申請書、検査済証等の保存の重要性の周知</b></p> <p>建築物の適切な維持管理や将来の増改築・リフォームにおいて必要になる場合があることから、建築確認申請書、確認済証、検査済証等を適正に保存することの重要性を周知する。</p>	<p>県市 指定確認機関 建築業界団体</p>	<p>おおむね 良好</p>	<p>↓</p>
<p><b>③危険な既存不適格建築物への是正指導・勧告・命令</b></p> <p>危険な既存不適格建築物の所有者・管理者に対して適正管理や是正の指導を行うとともに、著しく保安上危険な建築物又は衛生上有害な建築物については、必要に応じて建築基準法第10条に基づく勧告・命令を行う。</p>	<p>県市</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>
<p><b>④住宅の土砂災害対策への支援</b></p> <p>土砂災害のおそれがある区域における住宅の安全性を確保するため、区域からの移転等に係る費用を支援する。</p>	<p>県市</p>	<p>努力を要す</p>	<p>↗</p>
<p><b>⑤アスベスト対策・除去に係る普及啓発・情報提供</b></p> <p>既存建築物のアスベスト対策・除去に係る普及啓発、適切な情報提供等を行う。</p>	<p>県市 住建センター</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>
<p><b>⑥アスベスト対策における建築物データベースの活用</b></p> <p>アスベスト使用の判断の目安となる既存建築物のデータベースをアスベスト対策に活用する。</p>	<p>県市</p>	<p>おおむね 良好</p>	<p>→</p>



## 5 安全安心なすまい・まちづくりのサポート

### (1) 消費者への適切な対応と情報提供

建築物の安全性に対する社会的関心・要請の高まりや消費者問題への意識向上を背景に、県民から様々な相談や苦情が寄せられることにかんがみ、各会員が連携を図りながら、消費者への適切な対応、情報提供等を行う。

計画に掲げた内容		R 1 取組状況	H30 比較
施策	実施主体		
<p>①住宅・建築に関する法制度・諸規制についての普及啓発</p> <p>県民が安全安心な住宅を建築又は購入できるよう、建築基準法、都市計画法、宅地造成等規制法、建築士法、建設業法、宅地建物取引業法、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(住宅瑕疵担保履行法)等の法制度や諸規制について、ホームページやリーフレット、広報誌などの媒体を通じて広く普及啓発を図る。</p>	全会員	おおむね良好	↓
<p>②住宅・建築に関する相談体制の整備と消費生活センターとの連携</p> <p>相談窓口を設置するなどして、県民に対して住宅や建築に関する適切な情報提供、相談・苦情への適確な対応などを行うとともに、欠陥住宅、悪質リフォーム、契約に係るトラブルなどに関する相談・苦情については、県及び市町の消費生活センターと適宜連携して対応する。</p>	全会員	おおむね良好	→
<p>③団体会員に係る相談・苦情に対する適確な対応</p> <p>団体会員が行った行為に対する消費者からの相談・苦情に対しては、その解決に向けて適確に対応する。</p>	建築業界団体	良好	→

## (2) 防火対策に関する情報の提供

県民が安全安心に暮らせるまちづくりのため、生活拠点となる住宅の防火対策に係る意識向上を図るための普及啓発に取り組む。

計画に掲げた内容		R 1 取組状況	H30 比較
施策	実施主体		
<p>①住宅用火災警報器設置の周知徹底及び感震ブレーカーの普及啓発</p> <p>地域に応じた施策に基づき、住宅用火災警報器設置の周知徹底を図るとともに、地震による電気火災を抑制するため感震ブレーカーの普及啓発を推進する。</p>	<p>県市</p>	<p>おおむね良好</p>	<p>→</p>

## 6 事故・災害時の迅速な対応及び計画推進のための環境整備

### (1) 事故・災害発生時における迅速な対応

建築物、昇降機、遊戯施設に係る重大事故が発生していること、阪神・淡路大震災や東日本大震災など各地で発生する大地震で甚大な被害が発生したこと、南海トラフ地震等の発生の切迫性が指摘されていることなどを踏まえ、事故・災害の発生時に関係機関が連携して迅速かつ適確な対応を行うことができる環境を整備する。

計画に掲げた内容		R 1 取組状況	H30 比較
施策	実施主体		
<b>①事故発生時の初動のための緊急連絡網の整備</b> 建築物等における事故の発生に際し、その初動期において国、県、市が迅速かつ適確な対応がとれるよう、緊急時における連絡網の整備を行う。	県市	良好	→
<b>②関係機関の連携による情報把握及び事故再発防止対策の実施</b> 建築物等における事故が発生したときは、警察・消防部局等の関係機関との連携により広く情報の把握に努める。また、平成 26 年建築基準法改正により特定行政庁による調査権限が強化されたことを踏まえ、必要に応じて建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告徴収や同条第 6 項に基づく立入検査を実施するなどして事故情報を把握し、所有者、管理者等に対して再発防止対策を指導する。	県市	良好	→
<b>③施設所有者等への注意喚起等による事故発生防止対策の実施</b> 事故が発生した施設・設備と類似のもの所有者、管理者等に対して事故防止のための注意喚起を行うとともに、必要に応じて事故情報の公表、関係団体への情報提供及び再発防止対策の要請などを実施することにより、事故の発生防止に努める。	県市 建築業界団体	おおむね 良好	↑
<b>④重大事故に係る情報の国への報告及び情報の共有化</b> 不特定又は多数の者が利用する建築物等において発生した事故で、死傷者が発生したものや社会的影響が大きいと認められるものについては、国土交通省や消費者庁に事故情報の報告等を行うとともに、特定行政庁間で情報の共有化を図る。	県市	良好	→

<p><b>⑤被災建築物応急危険度判定体制の整備</b>  大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等などによって生じる二次災害から県民の安全性を確保するため、応急危険度判定に係る連絡名簿等の作成、業務マニュアルの策定、応急危険度判定士認定講習会の開催、連絡訓練・実地訓練の実施、研修会の開催等により、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進める。</p>	<p>県市</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>
<p><b>⑥被災宅地危険度判定士の活用</b>  大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ適確に把握し、二次災害の軽減・防止を図る。</p>	<p>県市</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>
<p><b>⑦災害に備えた危機管理体制の強化</b>  災害時における減災を図るため、災害拠点施設、避難施設等公共施設の耐震化、安全な避難経路の整備・確保、ハザードマップの広報等による県民防災意識の向上などの取組を行うとともに、円滑な初動対応のため、衛星回線・無線回線などの非常通信手段の確保、フェニックス防災システムの活用等による建築物被害情報の収集・伝達の体制整備などにより、災害に備えた危機管理体制を強化する。</p>	<p>県市</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>
<p><b>⑧会員の連携による円滑な災害応急対策・災害復旧</b>  大規模な災害が発生した際は、災害応急活動が円滑に進むよう、被災自治体からの要請等に応じて、被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の派遣、応急仮設住宅の供給・建設、住宅確保・復旧に係る相談等について、実施、支援又は協力する。</p>	<p>全会員</p>	<p>良好</p>	<p>→</p>

**■令和元年度の実績**

- ・被災建築物応急危険度判定体制の整備  
応急危険度判定士 2,474 人(令和元年度末累計、H30 より 169 人増)
- ・被災宅地危険度判定士の活用  
被災宅地危険度判定士 1,053 人(令和元年度末累計、H30 より 36 人増)

## (2) 特定行政庁の行政能力の確保・向上

確認検査業務の指定確認検査機関への移行など、昨今の建築行政をとりまく環境の変化を踏まえ、各特定行政庁において、建築物の安全性確保のための指導・監督・調整能力が適確かつ持続的に発揮できるよう、中長期的視点に立って職員の育成等に取り組む。

計画に掲げた内容		R 1 取組状況	H30 比較
施策	実施主体		
<b>①職員研修等による人材育成</b> 建築職員等を対象に、庁内で確認検査や違反指導に係る定期的な研修の開催や各種講習会への積極的参加を職員に促すなどして、人材育成を図る。	県市	良好	→
<b>②確認検査や違反指導に係るマニュアルの整備</b> 特定行政庁としての技術力が継承されるよう、確認検査や違反指導に係るマニュアルを整備し、適確な業務実施のために活用する。	県市	良好	→
<b>③建築基準適合判定資格者等の有資格者の確保</b> 一級建築士、建築基準適合判定資格者等の有資格者確保のため、対象者に資格取得に向けての啓発活動を行う。	県市	良好	→
<b>④データベースの整備・活用</b> 適確な建築行政の推進のため、建築確認検査や定期報告の内容に係るデータベースを整備し、建築物等の実態把握・分析を行うことにより、課題の抽出、施策の検討などを行う。	県市	良好	→
<b>⑤建築審査会の円滑な運営</b> 建築審査会の機能（同意・裁決・調査審議・建議）を十分に発揮させるため、建築審査会を建築行政の重要な柱のひとつとして位置付け、その円滑な運営に取り組む。	県市	良好	→

### ■令和元年度の実績

- ・建築基準適合判定資格者等の有資格者の確保  
 建築基準適合判定資格者新規登録 12人

## II 目標の達成状況

### 1 耐震改修促進計画の推進

目標：平成 37 年（令和 7 年）に住宅の耐震化率を 97%に、多数利用建築物の耐震化率を 97%とする。

平成 30 年の住宅の耐震化率が 90.1%（速報値）、令和 2 年の多数利用建築物の耐震化率が 91.2%（速報値）となっており、耐震化率はおおむね順調に推移している。

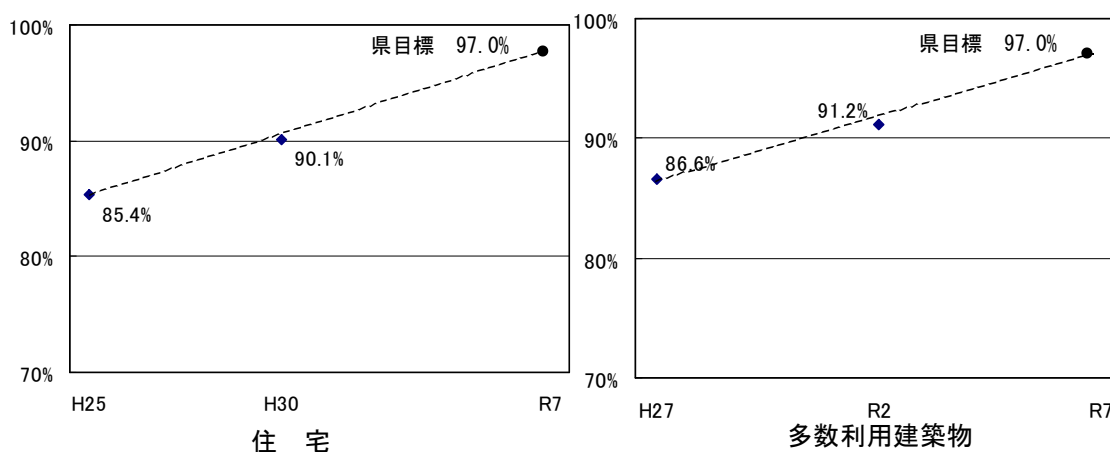


図 1 兵庫県における耐震化率の目標と現状

### 2 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

目標：構造計算適合性判定を要する物件について確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値を国の示すおおむね 35 日以内とする。

構造計算適合性判定における所要期間の平均値については、令和元年度は 19.2 日であり、近年おおむね 20 日以内で推移しており、構造以外の審査日数を勘案しても、目標は達成している。

#### 【近年の状況】

(単位：件、日)

区分	処理件数	うち適合		処理日数
		うち適合	取下げ	
平成28年度	688	682	6	18.6
平成29年度	638	682	6	18.6
平成30年度	634	632	2	18.0
令和元年度	560	557	3	19.2

### 3 完了検査の徹底

<b>目標：完了検査の完全実施</b>
---------------------

令和元年度末時点における実完了検査率は、平成 29 年度確認分が 96.8%、平成 30 年度確認分が 94.2%（中間値）、令和元年度確認分が 59.2%（中間値）となっている。

表 2 完了検査率・実完了検査率の推移

区分	第 1 次計画			第 2 次計画			第 3 次計画			第 4 次計画			
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
目標 (%)	45	53	60	65	70	75	計画期間末 95			100			
完了検査率 ※1 (%)	53	62	70	72	77	80	84	86	-	-	-	-	
実完了検査率 ※2 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	92	92	94	95	
区分	第 5 次計画						第 6 次計画						
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2			
目標 (%)	100						100						
完了検査率 (%)		-	-	-	-	-	-	-	-				
実完了検査率 (%)	95	96	96	96	96	96	96	96	94 中間 値	59 中間 値			

※1 完了検査率＝

当該年度における検査済証交付件数／当該年度における確認済証交付件数

※2 実完了検査率＝

対象物件における検査済証交付件数／対象物件数（当該年度における確認済証交付件数－確認工事等取りやめ届提出件数）

「完了検査率」は、確認済証と検査済証の当該年度の交付件数により算出した値で、必ずしも実態を反映していないことを踏まえ、「実完了検査率」を用い、対象物件に係る完了検査率により算出することとした。

「実完了検査率」は、確認から 3 か年度を追跡調査するため、3 か年度経過するまでの間は、中間報告による値（中間値）となる。

表3 特定行政庁ごとの実完了検査率(調査時点：令和元年度末)

区 分	平成29年度確認分	平成30年度確認分 (中間値)	令和元年度確認分 (中間値)
神戸市	97.6%	93.6%	53.1%
尼崎市	97.6%	94.9%	57.6%
姫路市	96.7%	95.1%	59.1%
西宮市	98.2%	93.7%	53.6%
伊丹市	98.8%	87.7%	73.5%
明石市	97.8%	97.0%	59.0%
加古川市	96.7%	94.9%	63.5%
宝塚市	98.6%	97.6%	56.1%
川西市	96.7%	96.0%	64.4%
三田市	99.2%	98.0%	61.3%
芦屋市	94.5%	93.0%	85.5%
高砂市	95.7%	91.3%	71.9%
兵庫県(上記12市除く)	94.6%	93.5%	60.7%
兵庫県全体	96.8%	94.2%	59.2%



### Ⅲ 検証

#### 1 耐震改修促進計画の推進

住宅や建築物の耐震化を促進するため、建物所有者への意識啓発が重要であることから、事業者向けの講習会、市町による戸別訪問やポスティング、多数利用建築物の所有者に対する支援や指導助言を行った。その結果、耐震化率はおおむね順調に推移している。引き続き、耐震化率97%の達成に向けて、これらの取組を継続し耐震化を進めていく必要がある。

##### (1) 住宅の耐震化の促進

県内では、住宅の耐震化を推進するため、令和元年度に「簡易耐震診断推進事業」を1,578戸、「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち計画策定費補助255戸、工事費補助451戸を実施した。

「ひょうご住まいの耐震化事業」については、県民負担の軽減を図る市町上乗せ補助を36市町が実施しており、市町による主体的な住宅の耐震化が進んでいる。

関係団体においては、市町からの依頼の下、耐震相談会等の実施や耐震改修工事に関する各種制度説明会、技術講習会等を開催している。

##### (2) 多数利用建築物の耐震化の促進

市町による「大規模多数利用建築物等耐震化助成事業」、「中規模多数利用建築物等耐震化助成事業」、「危険ブロック塀等撤去支援事業」を進め、令和元年度はそれぞれ、4件、1件、514件の事業を実施した。

これらの取組の更なる推進を図るためには、建物所有者の理解が不可欠であり、特に耐震性が不十分と診断された民間多数利用建築物の所有者に対して、積極的に指導助言等を行うことが必要である。

##### (3) その他

耐震診断・耐震改修に関するセミナーや出前講座参加者からの個別相談への対応のほか、戸別訪問による説明や平素からの窓口・電話での相談対応を実施するなど、充実した相談体制を継続している。

#### 2 新築建築物の安全性の確保（建築規制の実効性の確保）

関係法令の改正に伴う制度変更等の周知や講習会の開催、建築士事務所に対する指導監督等により、建築基準法や建築士法の適切な執行が図られるよう努めており、おおむね良好な取組状況である。

##### (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

「兵庫県内特定行政庁等連絡会議」等を活用した審査機関相互の協議・意見交換や審査担当者の審査能力向上のための研修を行うなど、迅速かつ適確な建築確認審査に向けた取組が進んでいる。

## (2) 工事監理業務の適正化とその徹底

適正な工事監理や適切な契約等が行われるよう、建築士法で義務付けられた管理建築士講習や定期講習を開催しており、受講状況もフォローしている。

また、関係団体においても適正な業務執行を図るよう研修会等を行っている。

## (3) 中間検査及び完了検査の徹底

建築物の安全性の確保のためには、中間検査及び完了検査の実施が不可欠であることから、その重要性について県民に周知徹底を図るとともに、検査の完全実施に向けて、建築関連事業者に対する検査の受検督促を強化するなど、引き続き受検の徹底に取り組む必要がある。

## (4) 建築士、建築士事務所に対する指導監督の徹底

特定行政庁、関係団体がそれぞれの立場から、必要な指導助言を行っているが、関係機関相互の緊密な連携の下、継続した実効ある取組が必要である。

## (5) 特定行政庁・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の連携

適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定審査の確保に向けて、法改正に関する情報提供や各機関相互の情報交換等により連携を図っている。

## 3 違反建築物への対策の推進

違反建築の防止に向けた広報のほか、違反建築物や違反設置エレベーターに対するパトロールや立入検査、是正指導を行うなど、取組状況はおおむね良好である。
---

### (1) 違反建築物への対策の徹底

特定行政庁は、消防等の関係部局と連携し、違反建築防止週間の重点パトロールで、275件を点検した。令和元年度には、違反建築物221件を発見・指導し、過年度発見分を含む79件が是正された。

特に、集合住宅における界壁の不備等により、建築基準法に違反する可能性がある建築物については、対象事業者の県内1,936棟全てを調査し、各特定行政庁へ報告した上で、是正措置を行うよう指示しているところである。

違反建築の防止のため、特定行政庁は違反建築物や確認の取消通知等の情報を国と県に迅速に提供し、違反建築物等に関与した建築士、建築士事務所に対し厳正な処分を実施し、公表している。

### (2) 違法設置エレベーターへの対策の徹底

実態調査や立入検査により、違法設置エレベーター16件に対し是正指導等を行っており、消防部局、兵庫労働局及び労働基準監督署との連携による継続した取組が必要である。

#### 4 既存建築物の安全性の確保（適切な維持管理等の促進）

定期報告制度の周知をはじめ、定期報告によって是正の必要性が判明した建築物等に対する立入調査や指導に取り組むなど、取組状況はおおむね良好であるが、是正に至らない建築物等も多く、更なる取組を継続する必要がある。

##### (1) 定期報告制度の適確な運用

建築物の維持管理状況を適切に把握するため、定期報告制度の普及啓発に取り組んでいるが、県内の特定行政庁全体の定期報告書の提出率は、建築物が76.1%、昇降機が96.5%、建築設備が88.8%、防火設備が71.6%という状況である（令和元年度実績）。

定期報告で是正が必要とされた建築物2,503件については、所有者等に是正指導を行ったほか、建築物防災月間等に立入検査（建築物136件）を行った。未提出3,687件については、所有者等に提出の督促を行った。

関係団体においても、それぞれの会員に対し制度の周知に取り組んでいるが、引き続き継続した取組が求められる。

##### (2) 既存不適格建築物の改修促進等

既存不適格建築物の所有者等に対して、耐震性・防火避難安全性の確保の重要性等について周知するほか、是正指導等を行い、改修の促進に努めている。

土砂災害のおそれがある区域からの移転費用に対する支援については、補助制度創設市町の数が増えつつあるが、創設に向けた動きが進みつつある。

アスベスト使用の判断の目安となる建築物のデータベースの活用については、市町それぞれの個別の事情はあるものの、アスベスト対策は、着実に進展している。

#### 5 安全安心なすまい・まちづくりのサポート

住宅・建築物に係る法制度や諸規制に関するホームページやリーフレット等での普及啓発はおおむね進んでいるが、相談体制の整備と消費生活センターとの連携については、取組が進んでいない会員もあるため、全会員による積極的な取組が必要である。

##### (1) 消費者への適切な対応と情報提供

ホームページやリーフレット等の媒体を活用した普及啓発はおおむね進んでいるが、相談体制の整備と消費生活センターとの連携については、取組が進んでいない会員もあるため、全会員による積極的な取組が必要である。

##### (2) 防火対策に関する情報の提供

住宅用火災警報機器や感震ブレーカーの設置について、地域に応じた普及啓発の取組が行われている。

## 6 事故・災害時の迅速な対応及び計画推進のための環境整備

建築物等に係る事故や多発する自然災害に備えるため、初動体制を事前に整備するとともに、被災建築物や被災宅地の危険度判定に即座に対応できるよう、県と市町が連携して毎年1回訓練を実施するなど、取組状況はおおむね良好である。

### (1) 事故・災害発生時における迅速な対応

必要な情報を迅速に収集・伝達する体制を整備するとともに、減災を図るための取組も進めている。

二次災害の防止に向けては、判定を行う被災建築物応急危険度判定士を2,474人、被災宅地危険度判定士を1,053人、それぞれ登録（令和2年3月末現在）しており、研修の実施等による知識・技能の向上を図るとともに、特定行政庁等が連携し、登録者の確保を図るなど、有事の場合に備えている。

### (2) 特定行政庁の行政能力の確保・向上

特定行政庁においては、建築物の安全性の確保に資するための指導等が適確かつ持続的に行えるよう、職員研修の実施等により能力向上に努めるとともに、マニュアルの作成、情報の共有化などを図っている。

## 結び

「兵庫県建築物安全安心実施計画」の施策は、おおむね順調に推移しているものの、これらの施策については、中長期的な課題として取り組まなければならないことを認識する必要がある。

「すこやか兵庫」の基盤となる安全安心な建築物を確保するためには、建築行政を所管する部局だけでなく、消防、消費者相談その他の関連部局や関係団体との継続した取組が不可欠である。

こうした視点から、この計画のフォローアップとして、毎年度、取組状況を取りまとめ、検証することは、会員相互の共通認識と継続した取組につながるものであり、兵庫県内の建築行政を推進する上で非常に有益である。

近年多発する地震や豪雨などの自然災害への対応、さらには、このたびの新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた「ポストコロナ社会」への対応など、時代の変化に対応できる建築行政の展開を見据え、建築基準法や建築士法などの適確な運用を旨とした「兵庫県建築物安全安心実施計画」の着実な推進を図ることを確認する。